

発注仕様書

本仕様書は、令和8年度高等技術学校高松校施設内訓練託児サービス業務の発注について、その仕様等を定めるものである。

1 業務名

令和8年度高等技術学校高松校施設内訓練託児サービス業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 業務の内容

(1) 託児サービスの利用対象者

次のいずれにも該当する者であること。

ア 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

① 乳児：満1歳に満たない者

② 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

イ 高等技術学校が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者。

(2) 託児サービス提供内容（保育内容）

上記（1）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知「成保第206号」）を満たす保育内容を提供すること。

また、託児サービス提供内容については、契約締結前までに書面にて高等技術学校に提出すること。

(3) 記入サービス提供時間

平日午前8時から午後5時までの間、託児サービスの提供が可能であること。

(4) 記入サービス利用児童数

最大で同時に児童2人の受入が可能であること。

(5) 記入サービスの利用料

上記(1)の利用対象者の託児サービスの利用料は無料とすること。

ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食代（ミルク、おやつを含む）、おむつ代等、実費分については、利用対象者の負担とすること。

また、利用対象者の負担となる実費分については、契約締結前までにその明細を書面にて高等技術学校に提出すること。

(6) 記入サービスの実施に係る報告

託児サービスの提供状況について、日誌を作成し、毎月高等技術学校に実施状況を報告すること。

(7) 個人情報の保護

上記(1)の利用対象者及び受け入れ児童の個人情報の管理については、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳格に行うこと。個人情報の第三者への漏洩及び二次利用は固く禁じる。

(8) 緊急時の対応

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置を講じるとともに、高等技術学校に連絡すること。

4 委託料

(1) 委託料単価

託児サービスに係る委託料は、原則として児童1人1時間当たりの単価に、託児サービス利用時間数を乗じて算出するものとする。ただし、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であることとする。

なお、委託料の基礎となる利用対象者数は訓練開始直前にならなければ確定せず、また、訓練開始後も訓練生の中退校等により利用対象者数が変動することがある。

(2) 支払方法

利用対象者の訓練修了（中退校を含む。）後、受託者は、業務の成果（3の(6)に規定する日誌も含む。）が県の検査に合格した後、受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。